



平成31年(ワ)第597号 国家賠償請求事件

原告 大野利政 ほか1名

被告 国

答 弁 書

平成31年4月12日

名古屋地方裁判所民事第8部合議A2係 御中

被告指定代理人

〒460-8513 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

名古屋法務局訟務部 (送達場所)

(電 話)

(FAX)

部 付 岡 部 直 樹

上 席 訟 務 官 伊 藤 祐 一

訟 務 官 小 坂 信 護

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局

局 付 秋 田 純

局 付 周 藤 崇 久

民事法制管理官付法制第一係長 陶 山 敦 司

民事法制管理官付法制第一係主任 佐 藤 博 行

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と

を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上